



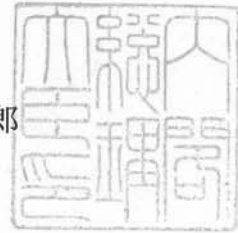
消取引第899号

平成27年1月20日

消費者委員会

委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎



諮問書

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）第6条第2項第2号の規定に基づき、下記の事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行状況を踏まえた購入者等の利益の保護及び特定商取引の適正化を図るための規律の在り方について

